

## 2. 諸計画の把握

### (1) 第4次富田林市総合計画

上位計画となる、平成28(2016)年を目標年次とする「第4次富田林市総合計画」においては、富田林市のまちづくりの理念が以下のように定められています。

緑の基本計画においては、これらに即して策定を行うものとします。

～総合計画におけるまちづくりの理念～

- (1) みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林
- (2) 暮らしやすさを実感
- (3) 互いに連携し支えあう地域
- (4) 身近な資源への愛着と活用
- (5) 全地球的な視点と積極的な行動

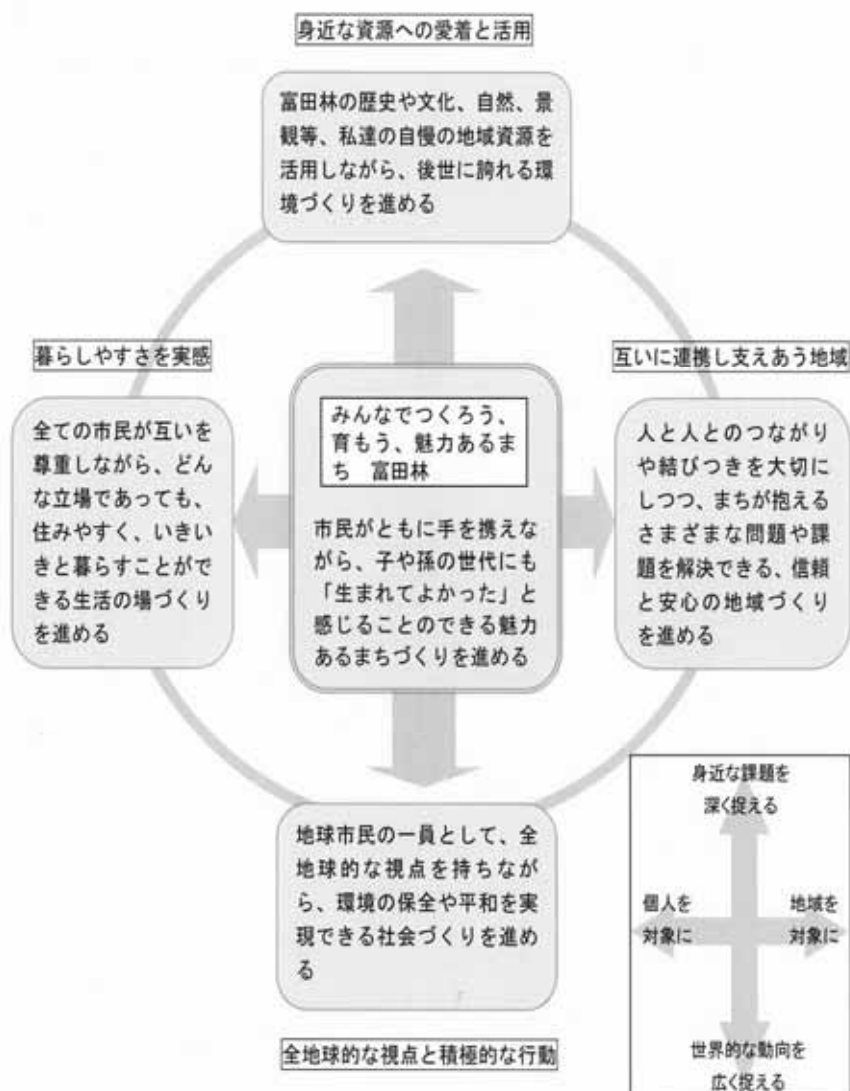


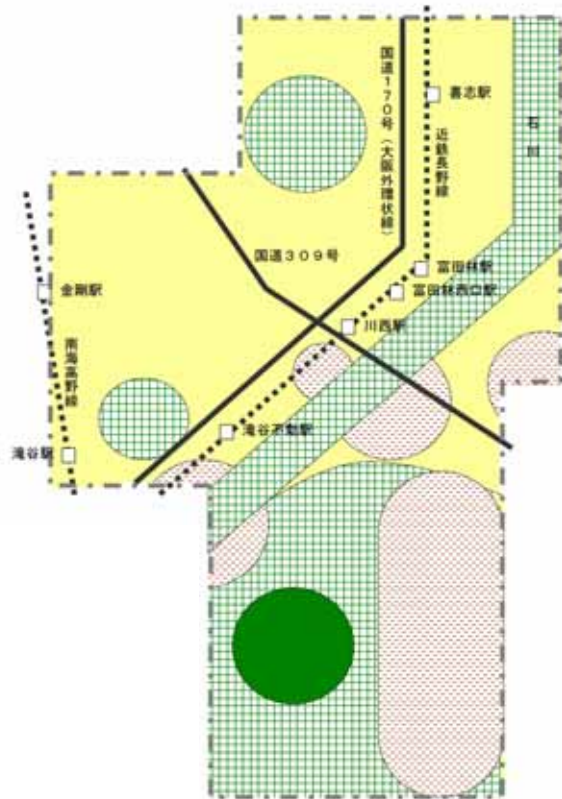
図2-1 まちづくりの理念

《総合計画  
の将来像》

『南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、  
金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、  
互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林』

《総合計画の土地利用構想》

- ・本市は、地勢や土地利用の面から、市内をほぼ南北に流れる石川沿いに広がる平野部の既成市街地、西部丘陵部の計画的市街地、及び南部山地部の農村集落地の三つに大別されますが、それぞれが互いに特徴を持ちながら全体として富田林固有のまちなみを形成しています。
- ・土地は、現在及び将来にわたる貴重な財産であり、市民の日常生活や活動の基盤であるため、総合計画策定以来、その土地利用の方針に基づき、「緑と自然を保全しながら調和のあるまちづくり」を進めてきています。
- ・今後も、本市の良好な自然環境、歴史環境の保全を図りながら、長期的な視点に立ち、まちの発展を促すため、全市を4つのゾーンに区分し、総合的な土地利用の実現を図ります。

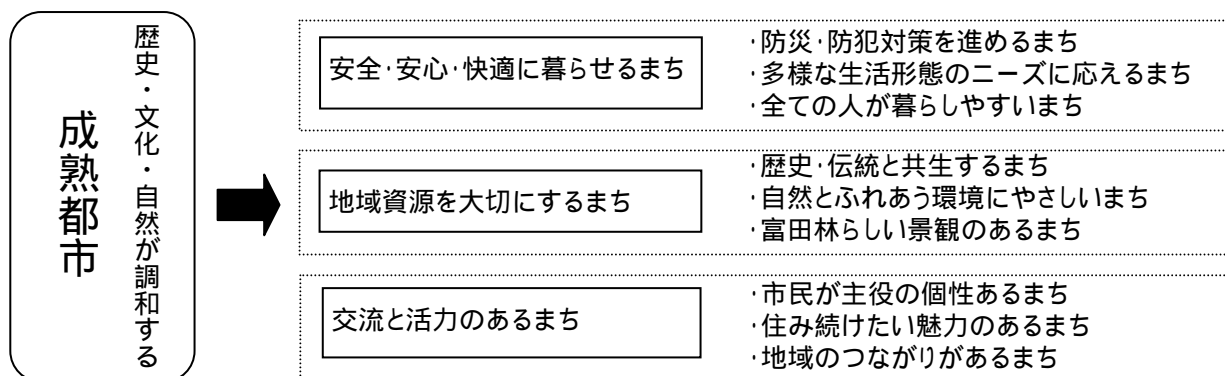


- 市街地ゾーン**  
既に市街地として形成された地域については、都市基盤の充実に努め、未形成の地域については、周辺の土地利用など開発の適正度を常に考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地整備を図ります。
- 農業ゾーン**  
石川周辺の平野部や佐備川沿いに広がる農業地域では、都市的な開発を抑制し、都市近郊型の農業地帯としての発展を図るとともに、環境や景観の保全の観点から、まとまりのある優良な農地の保全に努めます。
- 緑地ゾーン**  
緑の丘陵や石川など、恵まれた自然環境を維持するとともに、市民の憩いと交流の場を提供するため、都市的な開発を抑制し、緑地の保全を図ります。
- 自然保全ゾーン**  
自然環境の維持と防災上の観点から、都市的な開発を避け、将来にわたって自然環境の保全を図ります。

図2-2 土地利用構想図(第4次富田林市総合計画)

## (2) 富田林市都市計画マスタープラン

富田林市の目標とする都市像の実現に向けた都市計画の基本方針を示す、現在策定中の「富田林市都市計画マスタープラン」においては、以下のような基本理念や方針が設定されており、緑の基本計画はその内容と適合した計画とします。



### 土地利用方針

都市計画マスタープランにおいては、市域を「住居エリア」、「商業エリア」、「工業エリア」、「沿道サービスエリア」、「土地利用調整エリア」、「緑地エリア」、「農業エリア」、「自然保全エリア」の8つのエリアに区分し、それぞれの土地利用方針を定めています。

表2-1 都市計画マスタープランにおける土地利用方針

住居エリア	既成市街地の住宅地においては、その住環境の維持改善に努める。特に、主要な鉄道駅周辺などでは、住環境の改善や都市機能の向上を図る。 既成市街地の住宅地においては、延焼防止や避難機能をもった道路、公園などの公共施設の整備やオープンスペースの確保などとともに、木造建築物などの建て替えや耐震化を促進し、防災安全性の向上を図る。 また、宅地化する農地や工場跡地など低未利用地での良好な住宅地の形成を検討する。
商業エリア	主要鉄道駅周辺や主要交通結節点において、既存の商業機能集積を活かし、地域小売業全体の発展に留意しながら必要に応じて商業機能の強化を図るほか、日常の購買活動の中心となる商業地を適性に配置する。 産業の動向に対応しつつ、既存施設の配置や地域の特性を活かし、業務地を適切に配置する。
工業エリア	工業団地などの計画的立地が進められた地域においては、今後とも環境保全に留意しつつ工業地としての環境形成に努める。また、工業地と住宅地の間に緑地帯を設けるよう努める。 住宅地と混在する地域においては、生産活動の増進や公害の発生防止など、周辺住宅地の環境保全に留意しつつ工業地としての環境形成に努める。
沿道サービスエリア	大阪外環状線及び国道309号といった幹線道路沿道の住宅地と沿道サービス施設などが混在している地域においては、住宅地環境と沿道利用環境との調和に配慮しつつ、土地の合理的かつ健全な効率的利用を検討する。
土地利用調整エリア	都市的土地利用と農地・山林などの自然的土地利用の調整を図る。ただし、大阪外環状線や国道309号といった幹線道路沿道や駅周辺については、広域的な観点から商業、文化、交流などの多様な機能を有した施設の適性配置を検討する。
緑地エリア	水とみどりの交流軸である石川河川公園、錦織公園、スポーツ公園、PLゴルフ場、瀧谷不動明王寺やその周辺などの緑の整備・保全を図る。
農業エリア	農業振興地域内の農用地区域といった、良好でまとまりのある農業環境を保全する。
自然保全エリア	防災上配慮すべき山林などにおいて自然環境などを保全する。

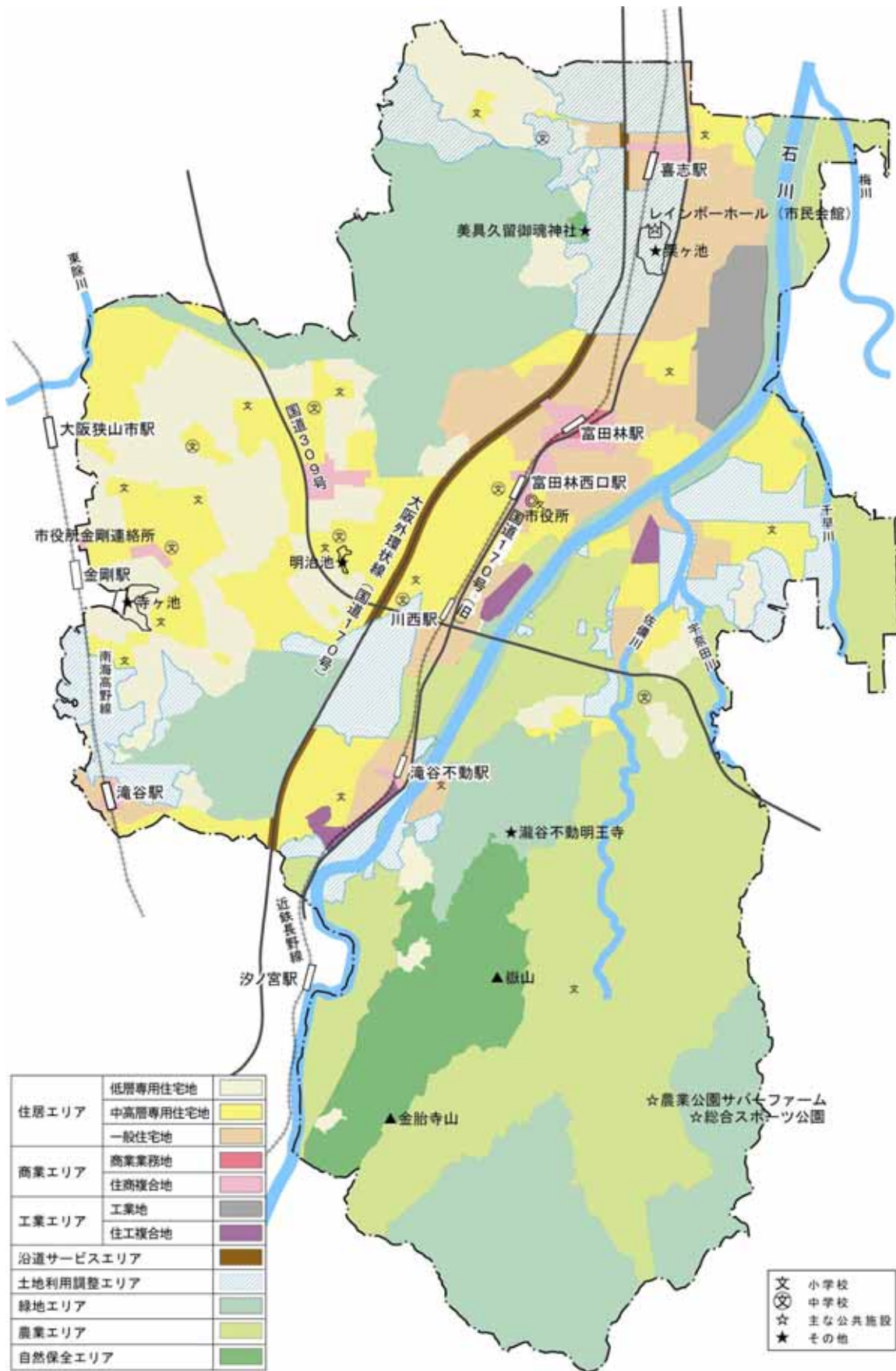


図2-3 土地利用方針図 (都市計画マスタープラン)

(3) 大阪府広域緑地計画

「大阪府広域緑地計画」は、大阪府の全域を対象とした広域的視点から配置されるべき緑の確保水準及び配置計画、ならびに緑づくりの方策例等を示し、今後の大阪府における緑づくりの推進方策の方向を明らかにするものです。「大阪府広域緑地計画」は、市町村が「緑の基本計画」を策定するに際しての指針となるものであり、以下のような計画の目標と緑の将来像に基づいて、今後緑の施策が推進されることとなります。

みどりづくりの考え方：「自然環境と都市環境の均衡あるみどりづくり

～自然環境の保全とうるおいある豊かな都市環境づくりを目指して～

< 計画の視点 >

減災の視点 都市環境の保全の視点 生物生息環境の保全の視点  
今あるみどりの機能を最大限に発揮させる視点

計画のフレーム : 21 世紀の第1 四半期 (2025年) を見通した長期の計画とする。

計画の目標

< 緑地の確保目標 >

・緑地の大阪府域面積に対する割合を約4 割以上確保することとする。

< 緑化の目標 >

・大小様々なみどりを有機的に連結し、みどりの連続性を確保する。  
・市街化区域の緑地・緑化空間での樹林・樹木のみ緑被率15%を目指す。  
・府民参加の仕組みや府民主体の取り組みを支援。

総合的なみどりの配置方針

・周辺山系、中央環状緑地群、主要河川(猪名川、淀川、大和川、石川)及び臨海を府域のみどりの骨格として位置づけ、さらに、地域の歴史的な資源や公園などを緑道や水辺などでつなぎ、みどりのネットワークを確保するとともに、公共施設や民有地の緑化を府全域で進め、みどりの大阪の実現を目指す。

地域別みどりの将来像

南河内地域  
・骨格:「金剛生駒山系」「中央環状緑地群」「石川」「大和川」  
・拠点:「金剛山系における構想段階の府営公園」「錦織公園」「石川河川公園等の府営公園」「歴史的資産を活かした緑地」等  
・河川:「西除川」等

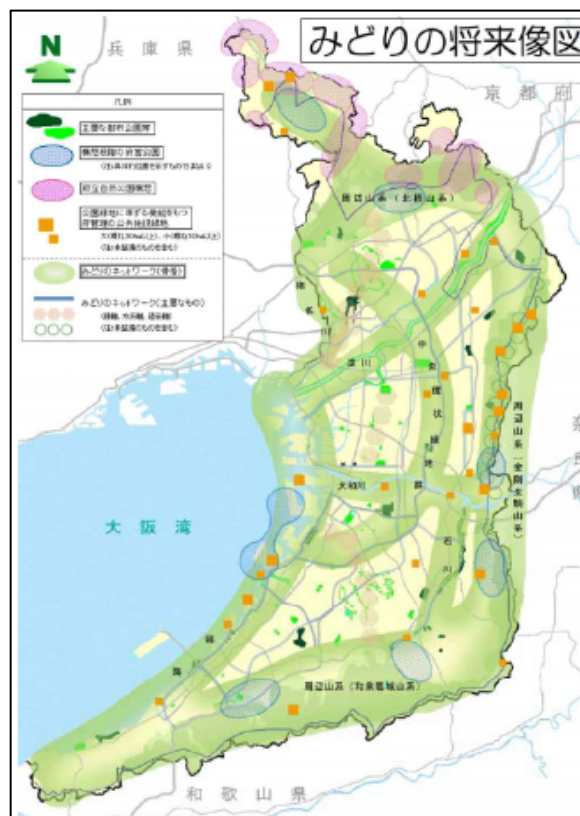


図2-4 みどりの将来像図 (大阪府広域緑地計画)